

滋賀県立高等学校在り方検討推進業務委託 仕様書

1. 委託業務名

滋賀県立高等学校在り方検討推進業務

2. 委託業務の目的

人口減少や社会情勢の変化に対応したこれからの県立高等学校の在り方に係る検討を進めるため、広く県民の皆様から滋賀の高等学校教育の在り方について御意見を伺うとともに、県民議論の喚起につなげる。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4. 委託業務の内容

【概要】

現在本県では、附属機関「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」を設置し、人口減少や社会情勢の変化に対応した本県高等学校の在り方に関するビジョンの策定に向けて検討を行っているが、県民の大多数に影響する内容であるため、幅広い県民のニーズや想いを十分に考慮しながら進める必要がある。受託者は、本県高等学校の在り方についての議論を県民全体で推進できるよう、創意工夫をして以下の業務を実施することとする。

(1) 意見交換会の開催(企画・準備、運営)

<企画・準備>

①参加者の募集

- ・受託者は、意見交換会について、幅広い方に参加いただけるよう、SNS等を活用し広報を行うこと。具体的な方法については、県と協議のうえ決定すること。
- ・受託者は、特に中学生や高校生、大学生、20代等、若い世代への参加呼びかけに努めること。
- ・受託者は、参加者の参加申込および受付業務を実施すること。

②開催日時、場所

- ・受託者は、県内を5～6地域に区分したうえで、各地域1回以上対面で実施すること。
- ・前述の実施に加えてオンラインでの開催も可とするが、この場合は対面と同水準の対話の機会を確保すること。
- ・開催日時、場所については、県と相談のうえ、受託者が調整することとする。
- ・意見交換会全体について、11月上旬までにすべての回を終了できるようなスケジュールを計画すること。

③意見交換のテーマ・論点の設定

- ・受託者は、県内各地域の特性を事前に把握したうえで、テーマを設定すること。テーマは、「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」での議論を踏まえるとともに、事前に県と協議して決定すること。

- ・受託者は、テーマ設定および論点の整理にあたって、少なくとも以下の点を含む内容について事前に調査・分析を行うこと。
 - ・県内の人口動態・産業構造・高校の特色および全国との比較
 - ・全国の都道府県における高校再編・魅力化の政策動向
- ・論点の整理に当たっては、文部科学省や先進自治体の政策文書・報告書等を精査するとともに、全国的な課題を踏まえたうえで、滋賀県の現状と課題を客観的なエビデンスに基づいて提示すること。
- ・テーマ設定および論点整理にあたっては、県立高等学校に限ることには限るのではなく、私立高等学校も含む、本県高等学校教育全般を対象とすること。
- ・テーマ設定および論点整理の際に実施した調査・分析結果については、報告書を作成し、県に提出すること。

<運営>

④意見交換会の運営

- ・受託者は、会場の設営、機材の設置、終了後の会場の撤収を行うこと。
- ・提示資料、配布資料を作成する場合は、事前に県に内容を確認すること。
- ・意見交換会は、世代・立場の異なる参加者が対等に意見を出しやすいような設計とすること。
- ・意見交換会の実施に当たっては、ファシリテーターを配置すること。ファシリテーターには、教育政策や各地域の高校・中学校等の実態に精通した人物を配置すること。
- ・受託者は、意見交換会の議事録を作成すること。ほか、意見交換会当日の様子が分かるよう写真等により記録すること。なお、意見交換会の議事録作成や記録は都度行うこととする。
- ・意見交換会の議論内容や様子については、「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」に活用されることや、広報媒体で発信されることを、参加者に周知すること。
- ・受託者は各回終了後、参加者に対しアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめること。アンケートの設問については、事前に県に内容を確認すること。

(2)「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」に対する資料の作成・提供

- ・意見交換会での対話内容について、「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」に活用できるよう資料を作成・提出すること。
- ・資料は、「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」の開催スケジュールに合わせて作成すること。具体的な提出日時・提出回数については県と協議のうえ決定すること。
- ・資料は、事前に県に内容を確認すること。
- ・必要に応じて、委員会における説明・質疑への対応支援（資料説明等）を行うこと。

(3) 情報発信支援

- ・受託者は、滋賀県立高等学校在り方検討に関する発信に係る助言・提案を行うこと。
- ・受託者は、県の広報に利用できるように素材等の提供に協力すること。提供する素材については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなど必要な手続きを行うこと。

5. 業務遂行に関する留意事項

- ・委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、県と受託者で協議のうえ決定する。
- ・必要に応じて協議を実施し、受託業務の進行状況について県に報告すること。
- ・広報資材等、資料・制作物の作成に当たっては、事前に県に内容を確認すること。
- ・本仕様書に定める業務に必要な一切の費用は、受託者の負担とする。
- ・業務統括責任者には、滋賀県内の高校等における教育経験を有する者を配置すること。

6. 業務スケジュール(予定)

業務のスケジュールについては、以下を原則とし、企画内容等に応じて、受託者と県の協議によりスケジュールを調整する。

令和8年7月頃	意見交換会実施計画・打ち合わせ
令和8年8月～11月上旬頃	意見交換会開催
令和8年8月～12月頃	「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」への資料
令和9年3月頃	業務報告書提出

7. 実績報告等

- (1) 受託者は、本委託業務の完了後、委託業務全体の内容をまとめた報告書および以下の資料データを記録した電子記録媒体（CD-R等）各2部を県に提出することとする。書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とする。動画の場合は、別途 DVD-ROM 等に格納し2部納品すること。動画のファイル形式は、MP4 形式とする。

<資料データ>

- ① テーマ設定・論点整理の際の調査・分析結果報告書
- ② 意見交換会における開催記録（議事録、配布資料、アンケート結果等）
- ③ 「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」への提出資料
- ④ 情報発信用提供素材一式

- (2) 納入場所

滋賀県教育委員会事務局高校教育課魅力ある高校づくり推進室
(〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号)

8. その他

- (1) 滋賀県教育委員会事務局高校教育課は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求められることができるものとする。
- (2) 受託者は、当該受託業務について、責任者を置き、また業務を円滑かつ安全に行うため、適切な補助員の配置を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守することとする。
- (4) 本業務の履行に際し、他者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、県

に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。

- (5) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (6) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、事業終了後、取得したデータ等は破棄すること。
- (7) 受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、本事業を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用してはならないこと。また、事業終了後、取得した個人情報は破棄すること。
- (8) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容(不要ファイルの添付等がないか)、送信方法(BCCに設定されているか等)を複数の者で確認すること。
- (9) 成果物に関する著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (10) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提出し、了解を得ることとする。また責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (11) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書にない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (12) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。